

○三島市空き家住宅活用支援事業費補助金交付要綱

令和6年8月1日

告示第268号

(趣旨)

**第1条** 市長は、三島市空家等対策計画に基づき、市内に所在する空き家を計画的に活用することで、住環境の改善及び地域の活性化を図ることを目的として、空き家の改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であって、1年以上居住または使用されていないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者又は賃借人をいう。
- (3) 改修工事 空き家を住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱第4第17号ハに規定する用途に活用するための工事をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、空き家の所有者等であって、次の各号のいずれにも該当する空き家を改修工事するものとする。

- (1) 市内に存する空き家であって改修工事完了後に地域との交流、子育て支援、健康及び福祉の支援又は文化交流に係る事業を10年以上継続するものであること。
  - (2) 耐震性が確保されていると認められるものであること。
  - (3) 他の同種の補助を受けていないこと。
- 2 前条第2号の規定にかかわらず、空き家における耐震性が確保されていない場合においては、第7条に規定する実績報告までに耐震改修工事を行うことにより交付の対象とする。

(補助対象経費等)

**第4条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事に着手する前に、三島市空き家住宅活用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家であることが確認できる書類
  - (2) 改修工事を行う空き家の所有者が確認できる書類
  - (3) 改修工事を行う空き家の所有者以外の者が申請する場合にあっては、改修工事を行うことに係る空き家所有者の承諾書
  - (4) 空き家の耐震性が確認できる書類又は補強計画書
  - (5) 改修工事に係る見積書（補助の対象となる工事以外の工事に係る見積額を除いたもの）の写し
  - (6) 改修工事の施工前の状況が分かる写真
  - (7) 改修工事の施工内容が分かる図面
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- （交付の条件）

**第6条** 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
  - イ 補助対象経費の額の変更（補助金額に変更が生じるものに限る。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- (4) 改修工事完了後に地域との交流、子育て支援、健康及び福祉の支援又は文化交流に係る事業を10年以上継続すること（以下「改修工事完了後事業継続」という。）が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 前号の場合において、補助金の交付決定を取り消されたときは、その取消しに係る

補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

- (6) 補助金交付後に、市長が改修工事完了後事業継続の状況を確認するために行う調査等に協力しなければならないこと。

(変更承認の申請等)

**第7条** 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする者は、三島市空き家住宅活用支援事業計画変更等承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第8条** 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 改修工事の施工後の状況が分かる写真
- (3) 空き家の耐震性が確認できる書類(第3条第2項の適用を受ける場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

**第9条** 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業完了報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号の規定により補助事業完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(第1号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告

するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(補足)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

**別表(第4条関係)**

補助対象経費	補助金額
1 改修工事に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて 得た額とし、100万円を限度と する。
2 耐震改修に係る経費	
3 前2項に規定する改修工事に係る設計及び工事監理に 係る経費（耐震診断の経費を含む。）	

備考

- 1 この要綱に基づく補助金の交付は、1空き家につき、1回に限る。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。